

6 水 管 第 389 号
令和 6 年 5 月 10 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の一部変更(本則、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部の別紙 2 の変更、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋、まだら北海道日本海及びよしきりざめ(南大西洋海域)の別紙 2 の追加等)について(諮問第 446 号)

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
資源管理基本方針 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 資源管理の意義・背景 (略) このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする資源管理制度が創設された。 今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づき、持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要がある。 このため、この資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、資源管理を推進する。 この資源管理の推進により、令和12年（2030年）度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を444万トンまで回復させることを目標とする。 2 資源管理に関する基本的な考え方 (略) (1) 資源調査及び資源評価 (略) 農林水産大臣が国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産機構」という。）に資源調査又は資源評価に関する業務を行わせる場合も同様であり、<u>水産機構</u>は、当該資源管理の方向性に基づき業務を行わなければならない。また、<u>水産機構</u>は、当該業務を行うに当たり、関係する都道府県及び大学等の研究機関との連携を図ることとする。 (2) (略) (3) 資源管理の手法	資源管理基本方針 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 資源管理の意義・背景 (略) このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。 今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づき、持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要がある。 このため、この資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、資源管理を推進する。 この新たな資源管理の推進により、令和12年（2030年）度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を444万トンまで回復させることを目標とする。 2 資源管理に関する基本的な考え方 (略) (1) 資源調査及び資源評価 (略) 農林水産大臣が国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水研機構」という。）に資源調査又は資源評価に関する業務を行わせる場合も同様であり、<u>水研機構</u>は、当該資源管理の方向性に基づき業務を行わなければならない。また、<u>水研機構</u>は、当該業務を行うに当たり、関係する都道府県及び大学等の研究機関との連携を図ることとする。 (2) (略) (3) 資源管理の手法

(略) 近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあることから、資源管理の目標を達成するための手法は、漁獲量そのものの制限である漁獲可能量による管理を基本原則とする。これにより、令和7年(2025年)度までに、我が国の海面漁業生産量(遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類及び海産ほ乳類を除く。)の80パーセントの資源について漁獲可能量による管理が開始されることを目指す。 (4) 漁獲可能量による管理 ① 管理年度当初の漁獲可能量の設定 農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力(資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。)の決定方式(以下「漁獲シナリオ」という。)により導かれる<u>生物学的許容漁獲量</u>の範囲内で定めるものとする。なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源(以下「国際資源」という。)にあっては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。 (略) ② 管理年度途中の漁獲可能量の調整 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の<u>生物学的許容漁獲量</u>が、当該管理年度の<u>生物学的許容漁獲量</u>よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、	
---	--

(略) 近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあることから、資源管理の目標を達成するための手法は、漁獲量そのものの制限である漁獲可能量による管理を基本原則とする。これにより、令和5年(2023年)度までに、我が国の海面漁業生産量(遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類及び海産ほ乳類を除く。)の80パーセントが漁獲可能量により管理される状態を目指すこととする。 (4) 漁獲可能量による管理 ① 管理年度当初の漁獲可能量の設定 農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力(資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。)の決定方式(以下「漁獲シナリオ」という。)により導かれる<u>生物学的漁獲可能量</u>の範囲内で定めるものとする。なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源(以下「国際資源」という。)にあっては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。 (略) ② 管理年度途中の漁獲可能量の調整 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の<u>生物学的漁獲可能量</u>が、当該管理年度の<u>生物学的漁獲可能量</u>よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、	
---	--

当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。 ア・イ (略) ウ 科学的に十分な精度で、当該管理年度の翌管理年度に一定程度の<u>生物学的許容漁獲量</u>の増加が見込まれていること。 エ・オ (略) ③ (略) (5) 漁獲可能量による管理の段階的導入(ステップアップ)の考え方 ①～③ (略) ④ ステップ3 ステップ3は、資源管理に関する基本的な考え方及び③の検討会を経た上で最終的に定められた<u>資源管理の目標</u>、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分や採捕停止命令等を行うことができる段階とする。ただし、農林水産大臣は、本則第9の規定にかかわらず、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更することとする。 (略) 第2～第5 (略) 第6 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、<u>引き続き漁獲割当てによる管理を拡大する。</u> (略)	
---	--

当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。 ア・イ (略) ウ 科学的に十分な精度で、当該管理年度の翌管理年度に一定程度の<u>生物学的漁獲可能量</u>の増加が見込まれていること。 エ・オ (略) ③ (略) (5) 漁獲可能量による管理の段階的導入(ステップアップ)の考え方 ①～③ (略) ④ ステップ3 ステップ3は、資源管理に関する基本的な考え方及び③の検討会を経た上で最終的に定められた<u>新たな資源管理の目標</u>、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分や採捕停止命令等を行うことができる段階とする。ただし、農林水産大臣は、本則第9の規定にかかわらず、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更することとする。 (略) 第2～第5 (略) 第6 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、<u>大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資</u>	
--	--

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 1 (略) 2 特定水産資源以外の水産資源 特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる<u>漁獲圧力の管理等を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。</u> (略) 3 漁業者自身による自主的な取組 (略) こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう<u>指導を行うものとする。</u> 第8 その他資源管理に関する重要事項 1 資源管理の方針に関する検討の進め方 (1) (略) (2) 資源管理の方針の検討に当たり、事前に<u>資源管理手法</u>に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする。 (3) (略)	<u>源については、原則として令和5年(2023年)度までに、漁獲割当てによる管理を開始する。</u> (略) 第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 1 (略) 2 特定水産資源以外の水産資源 特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる<u>漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。</u> (略) 3 漁業者自身による自主的な取組 (略) こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう<u>指導を行うものとし、これらの作業は、令和5年(2023年)度までの完了を目指すこととする。</u> 第8 その他資源管理に関する重要事項 1 資源管理の方針に関する検討の進め方 (1) (略) (2) 資源管理の方針の検討に当たり、事前に<u>新たな資源管理手法</u>に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする。 (3) (略)
--	--

(4) なお、<u>資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。</u> 2～4 (略) 第9～第13 (略) (別紙2-4 さんま) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 (略) 2 都道府県への配分方法 (略) (1) <u>1(1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。</u> (2) (略) 3～5 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-5 まあじ) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 (略) このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和6管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和5管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び<u>生物学的許容漁獲量</u>は	(4) なお、<u>新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。</u> 2～4 (略) 第9～第13 (略) (別紙2-4 さんま) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 (略) 2 都道府県への配分方法 (略) (1) <u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。</u> (2) (略) 3～5 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-5 まあじ) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 (略) このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和6管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和5管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び<u>生物学的漁獲可能量</u>は
--	---

系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の <u>生物学的許容漁獲量</u> の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。
1・2 (略)
第4 漁獲シナリオ
1・2 (略)
3 漁獲可能量の算定方法
<u>生物学的許容漁獲量</u> は、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
(1)・(2) (略)
第5 (略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
1 (略)
2 都道府県への配分方法
(略)
(1) <u>1(1)</u> の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
(2) (略)
3・4 (略)
第7～第9 (略)
(別紙2－6 まいわし太平洋系群)
第1～第3 (略)
第4 漁獲シナリオ
1・2 (略)

系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の <u>生物学的漁獲可能量</u> の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。
1・2 (略)
第4 漁獲シナリオ
1・2 (略)
3 漁獲可能量の算定方法
<u>生物学的漁獲可能量</u> は、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
(1)・(2) (略)
第5 (略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
1 (略)
2 都道府県への配分方法
(略)
(1) <u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績</u> の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
(2) (略)
3・4 (略)
第7～第9 (略)
(別紙2－6 まいわし太平洋系群)
第1～第3 (略)
第4 漁獲シナリオ
1・2 (略)

3 漁獲可能量の算定方法
<u>生物学的許容漁獲量</u> は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
第5 (略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
1 (略)
2 都道府県への配分方法
(略)
(1) (略)
(2) <u>1(1)①</u> の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
(3) (略)
3～5 (略)
第7～第9 (略)
(別紙2－7 まいわし対馬暖流系群)
第1～第3 (略)
第4 漁獲シナリオ
1・2 (略)
3 漁獲可能量の算定方法
<u>生物学的許容漁獲量</u> は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
第5 (略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

3 漁獲可能量の算定方法
<u>生物学的漁獲可能量</u> は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
第5 (略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
1 (略)
2 都道府県への配分方法
(略)
(1) (略)
(2) <u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績</u> の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
(3) (略)
3～5 (略)
第7～第9 (略)
(別紙2－7 まいわし対馬暖流系群)
第1～第3 (略)
第4 漁獲シナリオ
1・2 (略)
3 漁獲可能量の算定方法
<u>生物学的漁獲可能量</u> は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。
第5 (略)
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1	(略)
2	都道府県への配分方法 (略)
(1)	(略)
(2)	1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
(3)	(略)
3・4	(略)
第7～第9	(略)
(別紙2－8 すけとうだら太平洋系群)	
第1～第3	(略)
第4	漁獲シナリオ
1・2	(略)
3	漁獲可能性の算定方法 <u>生物学的許容漁獲量</u> は、以下の数量とし、漁獲可能性は当該値を超えない量とする。
(1)・(2)	(略)
4	資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能性の追加
(1)	(略)
(2)	(1)に基づき漁獲可能性に1万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の <u>生物学的許容漁獲量</u> を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能性を変更することとする。

1	(略)
2	都道府県への配分方法 (略)
(1)	(略)
(2)	平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
(3)	(略)
3・4	(略)
第7～第9	(略)
(別紙2－8 すけとうだら太平洋系群)	
第1～第3	(略)
第4	漁獲シナリオ
1・2	(略)
3	漁獲可能性の算定方法 <u>生物学的漁獲可能性</u> は、以下の数量とし、漁獲可能性は当該値を超えない量とする。
(1)・(2)	(略)
4	資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能性の追加
(1)	(略)
(2)	(1)に基づき漁獲可能性に1万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の <u>生物学的漁獲可能性</u> を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能性を変更することとする。

①	令和3年(2021年)又は令和4年(2022年)の漁獲可能性に1万トンを追加した場合 当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の <u>生物学的許容漁獲量</u> を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能性又は再計算された <u>生物学的許容漁獲量</u> のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能性から差し引く。
②	(略)
ア	当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能性又は再計算された <u>生物学的許容漁獲量</u> のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能性から差し引く。
イ	再計算された翌管理年度の <u>生物学的許容漁獲量</u> が、翌管理年度の漁獲可能性を上回る場合には、再計算された翌管理年度の <u>生物学的許容漁獲量</u> と翌管理年度の漁獲可能性との差分を、翌管理年度の漁獲可能性に追加する。
第5～第9	(略)
(別紙2－9 すけとうだら日本海北部系群)	
第1～第3	(略)
第4	漁獲シナリオ
1～3	(略)
4	漁獲可能性の算定方法 <u>生物学的許容漁獲量</u> は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能性は当該値を超えない量とする。

①	令和3年(2021年)又は令和4年(2022年)の漁獲可能性に1万トンを追加した場合 当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の <u>生物学的漁獲可能性</u> を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能性又は再計算された <u>生物学的漁獲可能性</u> のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能性から差し引く。
②	(略)
ア	当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能性又は再計算された <u>生物学的漁獲可能性</u> のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能性から差し引く。
イ	再計算された翌管理年度の <u>生物学的漁獲可能性</u> が、翌管理年度の漁獲可能性を上回る場合には、再計算された翌管理年度の <u>生物学的漁獲可能性</u> と翌管理年度の漁獲可能性との差分を、翌管理年度の漁獲可能性に追加する。
第5～第9	(略)
(別紙2－9 すけとうだら日本海北部系群)	
第1～第3	(略)
第4	漁獲シナリオ
1～3	(略)
4	漁獲可能性の算定方法 <u>生物学的漁獲可能性</u> は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能性は当該値を超えない量とする。

第5～第9 （略） （別紙2－12 するめいか） 第1・第2 （略） 第3 資源管理の目標 （略） このような特性から、当該特定水産資源の管理に関しては、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力は系群別に定めるものの、我が国の生物学的許容漁獲量は、両系群の水域全体の生物学的許容漁獲量の合計値から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 1～3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1～3 （略） 4 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和4年（2022年）から令和6年（2024年）までは#、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。 (1)・(2) （略） 第5～第9 （略） （別紙2－15 まさば及びごまさば太平洋系群） 第1～第3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1・2 （略） 3 漁獲可能量の算定方法	第5～第9 （略） （別紙2－12 するめいか） 第1・第2 （略） 第3 資源管理の目標 （略） このような特性から、当該特定水産資源の管理に関しては、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力は系群別に定めるものの、我が国の生物学的漁獲可能量は、両系群の水域全体の生物学的漁獲可能量の合計値から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 1～3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1～3 （略） 4 漁獲可能量の算定方法 漁獲可能量は、我が国の生物学的漁獲可能量を超えない量とする。我が国の生物学的漁獲可能量は、水域全体の生物学的漁獲可能量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和4年（2022年）から令和6年（2024年）までは#、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。 (1)・(2) （略） 第5～第9 （略） 第1～第3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1・2 （略） 3 漁獲可能量の算定方法
--	---

- 11 -

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の(1)及び(2)に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 (1)・(2) （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1・2 （略） 3 まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業 (1) 当該大臣管理区分に関する事項 ① 水域 太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線と東経152度59分46秒の線との両線間の水域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。） ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線 イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線 ウ B点から正南の線 ② 漁業の種類 沖合底びき網漁業 ③ 漁獲可能期間 7月1日から翌年6月末日まで (2) 漁獲量の管理の手法等 ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。 ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。	まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の(1)及び(2)に掲げる両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 (1)・(2) （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1・2 （略） （新設）
--	--

- 12 -

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日不算入しない。）	
4 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業	
(1)・(2) (略)	
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	
1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	
(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	
① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。	
②・③ (略)	
(2)・(3) (略)	
2 都道府県への配分方法	
(1) (略)	
(2) 1(1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。	
(3) (略)	
3～5 (略)	
第7～第9 (略)	

- 13 -

3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業 (1)・(2) (略)	
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	
1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	
(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	
① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。	
②・③ (略)	
(2)・(3) (略)	
2 都道府県への配分方法	
(1) (略)	
(2) 平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。	
(3) (略)	
3～5 (略)	
第7～第9 (略)	

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1・2 (略) 3 漁獲可能量の算定方法 (1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 ①・② (略) (2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。 ①・② (略)	
第5 (略)	
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	
1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	
(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1・2 (略) 3 漁獲可能量の算定方法 (1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。 ①・② (略) (2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。 ①・② (略)	
第5 (略)	
第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	
1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	
(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準	

- 14 -

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>令和２年（2020年）から令和４年（2022年）</u>までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。 (2) (略) 2 都道府県への配分方法 (1) (略) (2) 1 [1]の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。 (3) (略) 3・4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－17 ずわいがに太平洋北部系群) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、<u>令和２年（2020年）から令和４年（2022年）</u>までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) (略) (2) 1の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。	漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>平成29年（2017年）から令和元年（2019年）</u>までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。 (2) (略) 2 都道府県への配分方法 (1) (略) (2) <u>平成29年（2017年）から令和元年（2019年）</u>までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。 (3) (略) 3・4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－17 ずわいがに太平洋北部系群) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、<u>平成29年（2017年）から令和元年（2019年）</u>までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>平成29年（2017年）から令和元年（2019年）</u>までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセント
---	---

3 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－18 ずわいがに日本海系群A海域) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1・2 (略) 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 (1)・(2) (略) 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>令和２年（2020年）から令和４年（2022年）</u>までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) 2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) (略)	の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。 3 (略) 第7～第9 (略) (別紙2－18 ずわいがに日本海系群A海域) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1・2 (略) 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的漁獲可能量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 (1)・(2) (略) 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>平成29年（2017年）から令和元年（2019年）</u>までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) 2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) (略)
---	--

(2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、<u>1(1)の漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。</u> (3) (略) 3・4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1・2 (略) 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u> (2) (略) 2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) (略)	(2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、<u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。</u> (3) (略) 3・4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1・2 (略) 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的漁獲可能量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u> (2) (略) 2 都道府県への配分方法 都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) (略)
---	---

- 17 -

(2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、<u>1(1)の漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。</u> (3) (略) 3・4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、<u>令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u> 2・3 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 オホーツク海底魚資源調査(水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。)による漁獲対象資源(甲幅90mm以上の雄)の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg(平成15年(2003年)から令和元年(2019年)までの間に最低とされた値)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域にな	(2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、<u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。</u> (3) (略) 3・4 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群) 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、<u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u> 2・3 (略) 第7～第9 (略) (別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 オホーツク海底魚資源調査(水研機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。)による漁獲対象資源(甲幅90mm以上の雄)の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg(平成15年(2003年)から令和元年(2019年)までの間に最低とされた値)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域にな
---	---

- 18 -

く、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。 第4・第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、 <u>令和2年（2020年）から令和4年（2022年）</u> までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 2・3 （略） 第7～第9 （略） （別紙2－39 かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）） 第1～第3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1・2 （略） 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。 第7～第9 （略） （別紙2－40 うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））	く、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。 第4・第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量を、 <u>平成29年（2017年）から令和元年（2019年）</u> までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 2・3 （略） 第7～第9 （略） （別紙2－39 かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源）） 第1～第3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1・2 （略） 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 本則第1の3(2)のステップ2の取組を開始する際に定める。 第7～第9 （略） （別紙2－40 うるめいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））
---	---

第1～第3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1・2 （略） 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。 第7～第9 （略） （別紙4－2 すけとうだら日本海北部系群） 第1～第3 （略） 第4 資源再建計画において講ずる措置 (1) （略） (2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。 ① （略） ② 各地域、漁業種類ごとに、 <u>法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。</u> また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。	第1～第3 （略） 第4 漁獲シナリオ 1・2 （略） 3 漁獲可能量の算定方法 生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。 第5 （略） 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 第1の3(2)のステップ2の取組を開始する際に定める。 第7～第9 （略） （別紙4－2 すけとうだら日本海北部系群） 第1～第3 （略） 第4 資源再建計画において講ずる措置 (1) （略） (2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。 ① （略） ② 各地域、漁業種類ごとに、 <u>漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。当該措置は、現在、各地域の資源管理計画（水産庁長官通知「資源管理指針・計画作成要領」（平成23年3月29日22水管第2354号）に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに作成するものをいう。）に定められているところ、令和5年度までに、資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行することとし、当該協定において、資源管理の目標に照らし適当な措置を講ずることとする。</u>
--	--

(3) 沖合底びき網漁業において、<u>法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。</u> (4) 令和3年度（2021年度）の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的許容漁獲量が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。 第5・第6 （略）	また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。 (3) 沖合底びき網漁業において、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。<u>これらの措置は現在、資源管理計画において、体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらが総水揚量の20パーセントを超えた場合を対象に定められているが、令和5年度までに資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行する際には、当該協定において、資源管理の目標に照らして検討し、必要な場合には適当な措置を講ずることとする。</u> (4) 令和3年度（2021年度）の資源評価結果においては、近年の漁獲圧力の値が最大持続生産量を達成する水準を下回ると評価されたが、資源量は全体的に下方修正されたため、生物学的漁獲可能量が増大していない状況にある。引き続き資源調査等の充実を図ることとする。 第5・第6 （略）
---	---

別紙2—41の次に、次の別紙を加える。

(別紙 2-42 まだら本州太平洋北部系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

まだら本州太平洋北部系群

第 2 管理年度

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 1)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 10.9 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 3.2 千トン (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 0.4 千トン (最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)

第 4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 4 年 (2022 年) の資源評価に基づき、親魚量が令和 15 年 (2033 年) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1 の規定を踏まえたまだら本州太平洋北部系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- 23 -

(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に 0.75 を乗じた値とする。

(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を (1) の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。

(3) (2) の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0 とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2 の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の 1 及び 2 に定めるとおりとする。

1 まだら本州太平洋北部系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

- 24 -

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く水域

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超え

- 25 -

るおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだら本州太平洋北部系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋埼灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島埼灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線から成る線以東及び同点正東の線以北の太平洋の海域

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

- 26 -

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものと

- 27 -

する。なお、対象となる都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について

- 28 -

十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

- 2 避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況为避免するための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。

(別紙2-43 まだら本州日本海北部系群(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだら本州日本海北部系群

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで(ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 5.2千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 2.5千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 0.4千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和15年(2033年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

- 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまだら本州日本海北部系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まだら本州日本海北部系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

- 31 -

②に掲げる漁業の種類の種類に許可に係る操業区域のうち、日本海の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上覧に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

- 32 -

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだら本州日本海北部系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線以南の日本海の海域

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

- 33 -

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- 34 -

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる

- 35 -

措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。

- 36 -

(別紙2-44 まだら北海道太平洋(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだら北海道太平洋

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで(ステップ1)

第3 資源管理の目標

まだら北海道太平洋は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うまだら北海道太平洋の資源評価で推定された資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水

- 37 -

準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

3 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、2において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量(各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量)を上限として追加する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

- 38 -

1 まだら北海道太平洋沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く水域

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、北海道に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

- 39 -

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだら北海道太平洋その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以北の太平洋の海域のうち、オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く水域並びに北海道松前郡松前町と同郡福島町との最大高潮時海岸線における境界点と青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点とを結ぶ線以東の日本海の海域

- 40 -

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 41 -

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道及び青森県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産

- 42 -

大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加に係る規定について、ステップ3の開始までに見直しを検討する。

- 43 -

(別紙2-45 まだら北海道日本海(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだら北海道日本海

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで(ステップ1)

第3 資源管理の目標

まだら北海道日本海は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うまだら北海道日本海の資源評価で推定された資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの91パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの63.7パーセントに相当する資源

- 44 -

水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

3 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、2において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

- 45 -

1 まだら北海道日本海沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西野登呂岬突端に至る線以西の日本海の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上覧に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、北海道に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

- 46 -

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだら北海道日本海その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線以北の日本海の海域のうち、北海道松前郡松前町と同郡福島町との最大高潮時海岸線における境界点と青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点とを結ぶ線以東の日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上覧に掲げる区域）を除く水域

- 47 -

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 48 -

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産

- 49 -

大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加に係る規定について、ステップ3の開始までに見直しを検討する。

- 50 -

(別紙2-46 よしきりざめ(南大西洋海域))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 よしきりざめ(南大西洋海域)

特定水産資源の定義 よしきりざめのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、北緯5度の線以南の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域(以下この別紙において「南大西洋海域」という。)において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会(以下この別紙において「I C C A T」という。)での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

- 51 -

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

よしきりざめ(南大西洋海域) かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

南大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

- 52 -

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

よしきりざめ（南大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

- 53 -

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 別紙2—42から別紙2—45の改正規定 令和六年七月一日

二 別紙2—46の改正規定 令和六年八月一日

（準備行為）

第二条 農林水産大臣は、別紙2—42から別紙2—46の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

- 54 -

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 6 年 5 月
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

変更事項 1 : 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」(令和 6 年 3 月公表)
を踏まえた本則等の規定の見直しについて

変更事項 2 : 「別紙 2 - 15 まさば及びごまさば太平洋系群」における新たな大臣管
理区分(まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業)の設定に
ついて

変更事項 3 : 「別紙 2 - 15 まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙 2 - 16 まさば
対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙 2 - 17 ずわいがに
太平洋北部系群」、「別紙 2 - 18 ずわいがに日本海系群 A 海域」、「別
紙 2 - 19 ずわいがに日本海系群 B 海域」、「別紙 2 - 20 ずわいがに
北海道西部系群」及び「別紙 2 - 21 ずわいがにオホーツク海南部」
における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準
年の更新について

変更事項 4 : 「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら
北海道太平洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりざめ(南大西
洋海域)」の特定水産資源への追加について

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 今後のスケジュール

6 月中 : 官報掲載

**【変更事項１】「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和６年３月公表）を踏
まえた本則等の規定の見直しについて**

１ 変更の趣旨

- （１）令和２年９月、水産庁は、令和５年度までの当面の目標と具体的な工程を示した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定し、これに沿って数量管理を基本とする新たな資源管理の取り組みを進めてきた。当該ロードマップの内容については、資源管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した資源管理基本方針の本則等にも一部規定している。
- （２）これまでの資源管理の取組の結果、新たな資源管理について一定の基盤が概ね整ってきたが、解決を要する課題も浮かび上がってきた。こうした状況を踏まえ、令和６年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、令和１２年度に漁獲量を４４４万トンまで回復させることを目標とした「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（参考）を策定したところであり、当該新たなロードマップの内容を踏まえて、資源管理基本方針の規定についても必要な見直しを行う。

２ 変更内容の概要

主な変更内容は以下のとおり（※変更点は下線部）。その他、修辭的な修正を行う。

変更箇所	変更前	変更後
本則、第１の２(３)	令和５年（２０２３年）度までに、（中略） <u>８０パーセントが漁獲可能量により管理される状態を目指すこととする。</u>	<u>令和７年（２０２５年）度までに、（中略）８０パーセントの資源について漁獲可能量による管理が開始されることを目指す。</u>
本則、第６	大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、 <u>大臣許可漁業が主な漁獲対象とする特定水産資源については、原則として令和５年（２０２３年）度までに、漁獲割当てによる管理を開始する。</u>	大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、 <u>引き続き漁獲割当てによる管理を拡大する。</u>
本則、第７の３	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第１２４条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう <u>指導を行うものとし、これらの作業は、令</u>	農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第１２４条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう <u>指導を行うものとする。</u>

	<u>和5年（2023年）度までの完了を目指すこととする。</u>	
別紙4－2、第4(2)②	各地域、漁業種類ごとに、 <u>（新規追加）</u> 漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 <u>当該措置は、現在、各地域の資源管理計画（水産庁長官通知「資源管理指針・計画作成要領」（平成23年3月29日22水管第2354号）に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに作成するものをいう。）に定められているところ、令和5年度までに、資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行することとし、当該協定において、資源管理の目標に照らし適当な措置を講ずることとする。</u>	各地域、漁業種類ごとに、 <u>法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、</u> 漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。 <u>（削除）</u>
別紙4－2、第4(3)	沖合底びき網漁業において、 <u>（新規追加）</u> すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。 <u>これらの措置は現在、資源管理計画において、体長30cm又は全長34cm未満のすけとうだらが総水揚量の20パーセントを超えた場合を対象に定められているが、令和5年度までに資源管理計画から法第124条に基づく資源管理協定に移行する際には、当該協定において、資源管理の目標に照らして検討し、必要な場合には適当な措置を講ずることとする。</u>	沖合底びき網漁業において、 <u>法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、</u> すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。 <u>（削除）</u>

【変更事項 2】「別紙 2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」における新たな大臣管理区分（まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業）の設定について

1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるまさば及びごまさば太平洋系群の管理において、沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 2 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）については、現在、「まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業」の管理区分に含まれ、「現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理」を行うこととされている。
- (2) まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業については、漁業法に基づく T A C 管理が開始された令和 3 管理年度以降、本資源の T A C 報告が行われている。当該 T A C 報告データによると、一定量の漁獲実績があることから、T A C 管理の適切な実施の観点から、同漁業種類に係る新たな大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を令和 6 管理年度（7 月～翌 6 月）から追加し、同管理区分について配分数量を明示することとする。

2 変更内容の概要

「別紙 2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」の「第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」に、以下を内容とする大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を新たに設定する。

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線と東経 152 度 59 分 46 秒の線との両線間の水域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第 5 の 9 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯 31 度 25 分 29 秒東経 131 度 7 分 44 秒の点（イにおいて「A 点」という。）に至る直線

イ A 点から北緯 31 度 13 分 3 秒東経 131 度 20 分 44 秒の点（ウにおいて「B 点」という。）に至る直線

ウ B 点から正南の線

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ 漁獲可能期間

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

- 陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで
- イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）
- 陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

【変更事項３】「別紙２－１５ まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙２－１６ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙２－１７ ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙２－１８ ずわいがに日本海系群Ａ海域」、「別紙２－１９ ずわいがに日本海系群Ｂ海域」、「別紙２－２０ ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙２－２１ ずわいがにオホーツク海南部」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

1 変更の趣旨

- (１) 特定水産資源である「別紙２－１５ まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙２－１６ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙２－１７ ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙２－１８ ずわいがに日本海系群Ａ海域」、「別紙２－１９ ずわいがに日本海系群Ｂ海域」、「別紙２－２０ ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙２－２１ ずわいがにオホーツク海南部」では、漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分について、平成 29 年（2017 年）から令和元年（2019 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて配分することを基準としている。
- (２) 令和 3 年（2021 年）から令和 5 年（2023 年）までにおける T A C 配分においては、直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業を可能にするため、可能な限り直近の漁獲実績及び一定の配分の比率を用いることとし、平成 29 年（2017 年）から令和元年（2019 年）までの漁獲実績に応じた配分を行っている。
- (３) 令和 6 年の漁獲可能量の配分に当たっては、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの 3 年間の漁獲実績が新たに利用可能となるところ、引き続き直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業が可能となるよう、配分に係る基準年を「令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）まで」の 3 年間に更新する。

2 変更内容の概要

「別紙２－１５ まさば及びごまさば太平洋系群」、「別紙２－１６ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「別紙２－１７ ずわいがに太平洋北部系群」、「別紙２－１８ ずわいがに日本海系群Ａ海域」、「別紙２－１９ ずわいがに日本海系群Ｂ海域」、「別紙２－２０ ずわいがに北海道西部系群」及び「別紙２－２１ ずわいがにオホーツク海南部」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準に用いる漁獲実績について、「平成 29 年（2017 年）から令和元年（2019 年）まで」のものから、「令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）まで」に変更する。

(参考)

	H29 年 (2017 年)	H30 年 (2018 年)	R 元年 (2019 年)	R2 年 (2020 年)	R3 年 (2021 年)	R4 年 (2022 年)	R5 年 (2023 年)	R6 年 (2024 年)	R7 年 (2025 年)	R8 年 (2026 年)
漁獲実績										
T A C の 配分基準										

【変更事項４】「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら北海道太平洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりざめ（南大西洋海域）」の特定水産資源への追加について

「まだら本州太平洋北部系群」、「まだら本州日本海北部系群」、「まだら北海道太平洋」、「まだら北海道日本海」及び「よしきりざめ（南大西洋海域）」について、各資源に関するステークホルダー会合での検討、取りまとめを踏まえ、令和６年７月又は８月からのＴＡＣ管理開始に向けて、資源管理基本方針の別紙２に新たに追加する。具体的な内容は別紙のとおり。

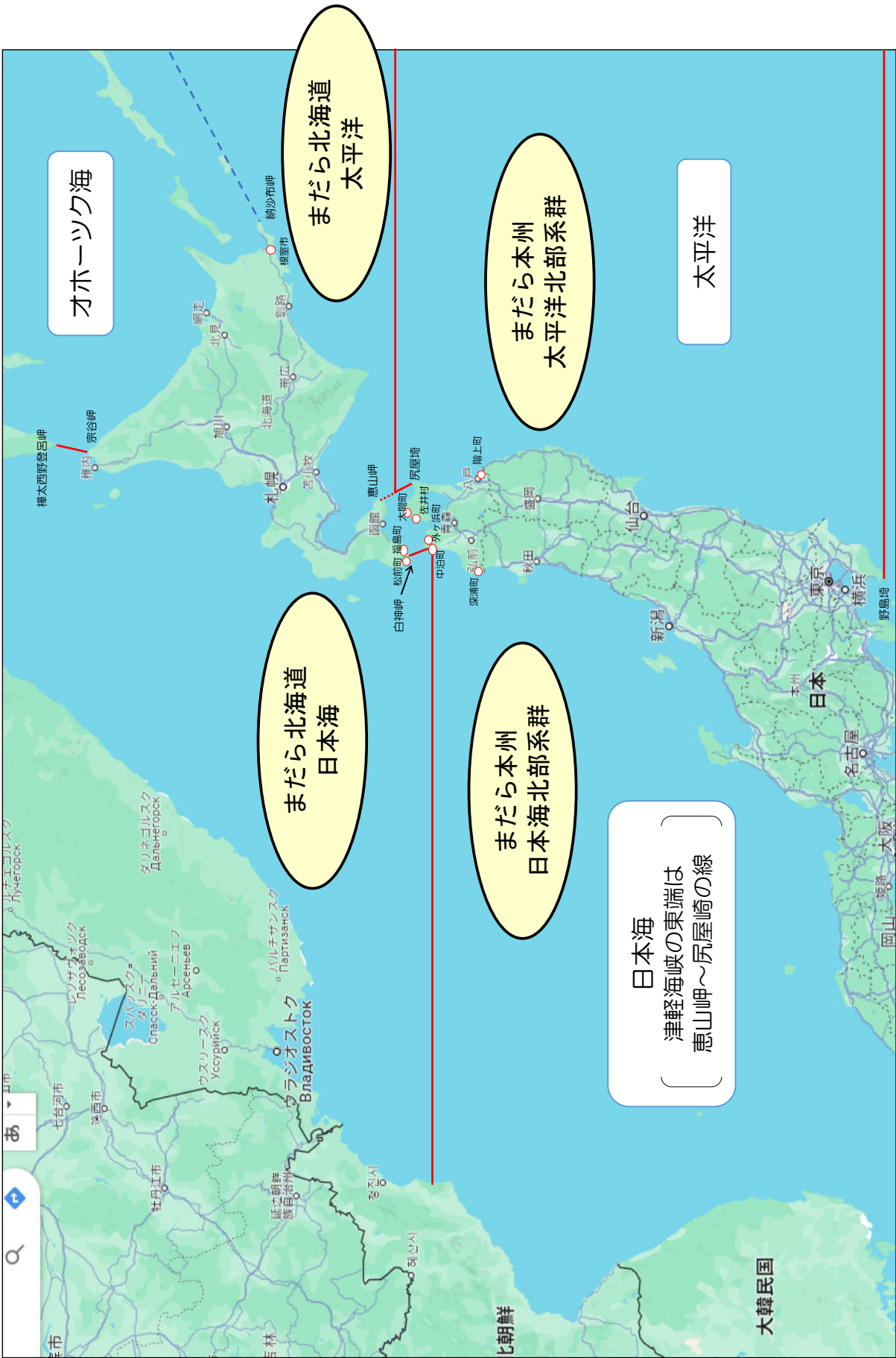
（以上）

	別紙 2-42 まだら本州太平洋北部系群 (ステップアップ管理対象資源)	別紙 2-43 まだら本州日本海北部系群 (ステップアップ管理対象資源)
特定水産資源	まだら本州太平洋北部系群	まだら本州日本海北部系群
管理年度	7月1日から翌年6月末日までとし、ステップ1の管理を行う。	
目標管理基準値	10.9千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)	5.2千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
限界管理基準値	3.2千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)	2.5千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
禁漁水準値	0.4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)	0.4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
漁獲シナリオ	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.75を乗じた値とする。	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
大臣管理漁業	沖合底びき網漁業	
都道府県	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県
TACの配分基準	ステップ2の管理を開始する際に定める。	
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで	
TACによる管理以外の手法	資源管理協定の締結促進	
その他	●ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、その上で、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度からステップ3を開始することを目指す。 ●避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況を防ぐための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。	

	別紙2－44 まだら北海道太平洋 (ステップアップ管理対象資源)	別紙2－45 まだら北海道日本海 (ステップアップ管理対象資源)
特定水産資源	まだら北海道太平洋	まだら北海道日本海
管理年度	7月1日から翌年6月末日までとし、ステップ1の管理を行う。	
目標管理基準値	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80%に相当する資源水準の値	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの91%に相当する資源水準の値
限界管理基準値	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56%に相当する資源水準の値	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの63.7%に相当する資源水準の値
漁獲シナリオ	直近の資源水準の値と限界管理基準値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の差に基づき、漁獲量を調整する。	
予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能性の追加	漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、当該管理年度の漁獲可能性に所要の算式で算定される数量を上限として追加	
大臣管理漁業	沖合底びき網漁業	
都道府県	北海道及び青森県	北海道
TACの配分基準	ステップ2の管理を開始する際に定める。	
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで	
TACによる管理以外の手法	資源管理協定の締結促進	
その他	●ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、その上で、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度からステップ3を開始することを目指す。 ●予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能性の追加に係る規定について、ステップ3の開始までに見直しを検討する。	

	別紙2-46 よしきりざめ（南大西洋海域）
特定水産資源	よしきりざめ（南大西洋海域）
管理年度	8月1日から翌年7月末日まで
資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。
漁獲シナリオ	I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。
漁業の種類	かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）
漁獲量の管理の手法	漁獲量の総量の管理
報告期限	●毎月「1日から10日まで」、「11日から20日まで」、「21日からその月の末日まで」の期間に分け、それぞれの期間に採捕した数量を当該期間の終了した日から10日以内に報告する。 ●漁業法第31条に基づく漁獲量等の公表後においては、採捕した日の翌日までに報告する。
T A Cの配分基準	管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。
T A Cによる管理以外の手法	資源管理協定の締結促進
その他	法第31条に定める場合に該当するかどうかについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(参考) まだら4資源の対象水域の概念図



資源管理の推進のための新たなロードマップ

資料 2 - 3

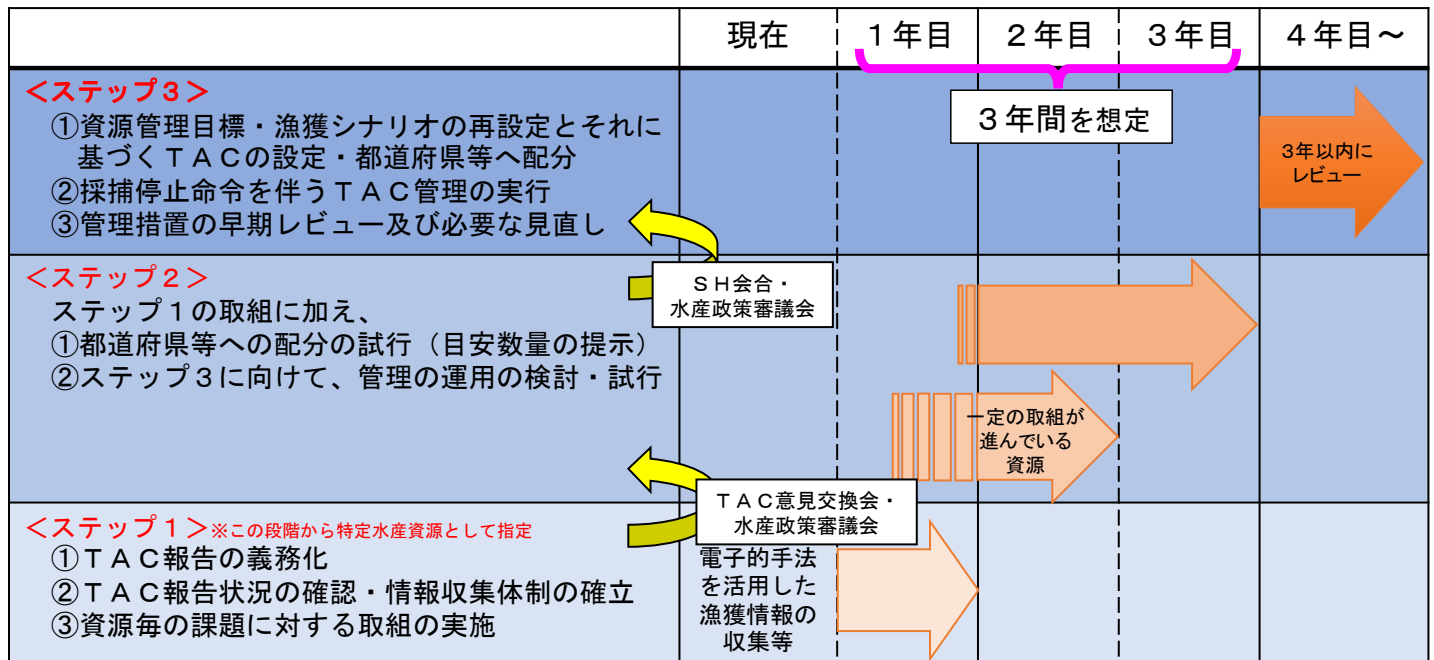
これまで旧ロードマップに沿って新たな資源管理の取組を進めた結果、一定の基盤が概ね整ってきたが、解決を要する課題も浮かび上がってきたこと等を踏まえ、令和6年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化に応じ、具体的な取組を進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

令和2～5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
旧ロードマップ(フェーズ1)		新ロードマップ(フェーズ2)							
資源調査・評価の高度化	① 資源調査	● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。 重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進 I C T 調査機器や画像解析装置を導入・活用 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のI C T 化・A I を活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進							海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進
	② 資源評価	● 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 ※ 1. M S Y ベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他 M S Y ベースの資源評価対象資源 R5:38資源 → R12:45資源程度 ● M S Y ベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。 国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施 ● 最新(当該年)のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施							
M S Y ベースの資源評価の推進	資源拡大	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							M S Y ベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をM S Y 水準以上にする。
	T A C 管理の運用改善等								
I Q 管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、T A C 管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のT A C 資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するR F M O における協議や協力を推進 ● T A C 導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時T A C 導入を進めるとともに、国内におけるT A C その他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け							I Q 管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源国際								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をT A C 管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてT A C 導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、T A C 導入を進める。) ● T A C 導入した資源について							

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。(※2)

(※2) 令和2年策定のロードマップで掲げた目標を維持

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間で3年間を想定）



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	・ 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）		・ これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・ 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・ 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	・ 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定		・ 左に同じ
TACの配分	・ 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・ 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・ 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※1）	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1）	・ ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・ 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・ 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
資源毎の課題に対する取組	・ 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ・ ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		・ 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・ 必要に応じ運用の改良等を検討

※1 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2 ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。